

重要事項説明書
提供条件

- (1) 販売（電気供給サービス提供者）：株式会社ふるなび電力（小売電気事業者登録：A0906）
- (2) 電気供給サービス対象者
以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
- ・契約電力50kW未満の低圧契約であること
 - ・旧一般電気事業者の電気供給エリア（沖縄県及び離島を除く、日本国内）内ですでに電力供給を受けていること
 - ・当社の電気需給約款に承諾いただけること

(3) 電気料金

お客さまが電気需給約款に基づき支払う電気料金は、**基本料金、従量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計**といたします。

【電気料金】

ご契約料金メニュー名：スマートプライスプラン

※契約種別は、当社との電気需給契約へ切り替える直前の契約種別（契約電流（A）、契約容量（kVA）、契約電力（kW）等）と同一といたします。

【契約種別：契約電流（A:アンペア）の場合】

料金名	料金構成科目	計算式
基本料金	電気基本料金	【託送基本料金単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×(契約電流の値÷10)×(1+消費税率)
従量料金	電力量料金	【エリアプライス(税抜)×2÷(1-損失率)×3×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	市場取引手数料	【スポット取引売買手数料単価(税抜)÷(1-損失率)×3×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	託送電力量料金	【託送電力量料金単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	容量拠出金相当額	【容量拠出金相当額単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	グリーンエネルギー調達費	【環境価値購入料金単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×接続送電サービス電力量×4

【契約種別：契約容量（kVA：キロボルトアンペア）の場合】

料金名	料金構成科目	計算式
基本料金	電気基本料金	【託送基本料金単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×契約容量の値×(1+消費税率)
従量料金	電力量料金	【エリアプライス(税抜)×2÷(1-損失率)×3×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	市場取引手数料	【スポット取引売買手数料単価(税抜)÷(1-損失率)×3×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	託送電力量料金	【託送電力量料金単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	容量拠出金相当額	【容量拠出金相当額単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	グリーンエネルギー調達費	【環境価値購入料金単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×接続送電サービス電力量×4

【契約種別：契約電力（kW：キロワット）の場合】

料金名	料金構成科目	計算式
基本料金	電気基本料金	【託送基本料金単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×契約電力の値×(1+消費税率)
従量料金	電力量料金	【エリアプライス(税抜)×2÷(1-損失率)×3×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	市場取引手数料	【スポット取引売買手数料単価(税抜)÷(1-損失率)×3×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	託送電力量料金	【託送電力量料金単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	容量拠出金相当額	【容量拠出金相当額単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
	グリーンエネルギー調達費	【環境価値購入料金単価(税抜)×(1+需給管理手数料率)】×1×接続送電サービス電力量×4×(1+消費税率)
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×接続送電サービス電力量×4

※1 [] 内で算出した値は小数点第3を四捨五入して計算いたします。

※2 エリアプライスはJEPXが公表するスポット取引における、地域毎目次30分毎の単価となります。

※3 損失率は、各地域の一般送配電事業者が定める託送供給約款に準拠します。

※4 接続送電サービス電力量は、供給地点において当社が供給する接続供給に係る電力量を意味し、一般送配電事業者の託送供給約款に定めるものといたします。

なお、電力量料金の計算式に記載の接続送電サービス電力量はお客さまの30分毎の使用電力量となります。

（託送電力量料金、環境価値購入料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算式に記載の接続送電サービス電力量はひと月分となります。）

※電気基本料金、電力量料金、市場取引手数料、託送電力量料金、容量拠出金相当額、グリーンエネルギー調達費、再生可能エネルギー発電促進賦課金は小数点第3位を四捨五入して計算いたします。

【各料金単価表】

下記の各単価は当社Webサイトの料金単価一覧表にて記載し、その時点における単価は都度当社Webサイト上にてご提示いたします。

料金単価一覧表URL：https://p.furunabi.co.jp/wp-content/uploads/2025/07/20250723_SmartPricePlan_PriceList.pdf

託送基本料金単価	託送基本料金単価は、各地域の一般送配電事業者が定める託送供給約款における接続送電サービス基本料金の単価となります。
容量拠出金相当額単価	容量拠出金相当額単価は、電力広域的運営推進機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに算定され、改定を行わせていただく場合がございます。
託送電力量料金単価	託送電力量料金単価は、各地域の一般送配電事業者が定める託送供給約款における接続送電サービス電力量料金の単価に離島ユニバーサル料金単価等各種調整額を加算または減算したのとなります。
環境価値購入料金単価	環境価値購入料金単価は、非化石価値取引市場の状況により改定させていただく場合がございます。 ※お客さまのご契約料金メニューは再生比率100%となります。
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、各地域を管轄するみなし一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとし、その取扱いについても準拠します。
スポット取引売買手数料単価	スポット取引売買手数料単価は、JEPXが定める手数料となります。

【需給管理手数料率】

需給管理手数料率	23%
----------	-----

(4) 契約期間

・**契約期間は供給開始日から1年間**といたします。但し、契約期間満了の15日前までにお客さままたは当社からの意思表示がなされない場合には、契約期間は自動的に1年ごとに延長されます。

なお、契約期間の延長時に、料金単価等の各条件の見直しを行うことがあります。

(5) 料金メニューの変更・提供終了

- ・お客さまがご契約された料金メニューについては、書面、電子メール、当社Webサイト上での開示等当社が適当と判断する方法でお客さまに予め周知した上で、合理的な範囲内において料金メニューの内容を変更し、または、一定の猶予期間を設けた上で料金メニューの提供を終了する場合があります。
- ・料金メニューの提供を終了する場合、この電気需給契約は猶予期間の末日の到来により終了いたします。お客さまが引き続き当社から電気の供給を受けるためには、当社が提供する他の料金メニューに基づき新たな電気需給契約を締結していただく必要があります。
- ・当社は、かかる料金メニューの変更または提供終了によりお客さまに生じた損害について責任を負うものではありません。

(6) 解約金

- ・最低利用期間は供給開始日から起算して1年間とし、**最低利用期間内での解約または一部の解約に相当する契約の変更に対し、解約金が発生します。**

解約金：

※上記解約金は、残余期間に関わらず一律の料金といたします。

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。

※電気料金に関し、この個別条件書に基づく見直し、改定、変更を行った場合、当社Webサイトへの掲示その他当社が適切と判断した方法でお知らせさせていただきます。

- (7) 供給地点特定番号：供給地点特定番号は電気需給契約の締結後にご案内させていただきます。

(8) 市場連動型料金のリスク

お客さまのご契約料金メニューにおいて、電力料金料金は電力市場における取引価格（エリアプライス）と連動するため、市場の価格変動の影響を直接的に受けることになります。そのため、燃料や電力の取引価格の変動により料金が変動し、需要が高く供給が不足する等の場合に市場価格が高騰した結果、お客さまの電気料金も高騰するリスクがあります。

なお、ご契約料金メニューについて、電気料金の上限額は定められておりません。

個人情報の利用目的について

- ・お客さまの個人情報は当社の「プライバシーポリシー」に従い取り扱わせていただきます。
参照： <https://p.furunavi.co.jp/privacy/>
- ・「プライバシーポリシー」記載のとおり、電力供給サービス等に必要な範囲で、送配電事業者、電力広域的運営推進機関、他の小売電気事業者、株式会社アイモバイル（親会社）との間で共同利用いたします。

お申込み方法

- ・当社の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気需給約款及びこの個別条件書に承諾のうえ、当社Webサイトの申込みフォームに必要事項を入力しお申込みください。
なお、当社の業務の遂行上支障がある場合、お客さまからの申込みをお断りする場合がございますのでご了承ください。
- ・当社の電気供給サービスの利用に際してはお客さまがご契約されている旧小売電気事業者との電気需給契約を解約する手続きが必要になりますが、当社にて代行いたします。
旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

供給開始時期

- 供給開始日はお申込みを頂いた後に別途ご案内をさせていただきます（お申込みから供給開始まで通常2週間から6週間程度お時間を頂いております）。
- なお、お客さまから当社へのお申込み完了後、一般送配電事業者によるスマートメーター設置などの必要手続きが行われますが、供給開始はこの手続きの完了を条件といたします。
そのため、正式な供給開始日はこの手続きの完了後に確定し、当該供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。
お申込みの際に供給開始日のご希望を頂いている場合であっても一般送配電事業者の工事進捗状況等によってはご希望には添えない場合がございますので予めご了承ください。

電気料金の算定

- (1) 電気料金の算定期間
・算定期間は一般送配電事業者の定める前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。
・一般送配電事業者からの検針値の通知が遅延すること等によりお客さまへの電気料金のご請求に遅延が生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますので予めご了承ください。
- (2) 使用電力量の算定
・使用電力量の計量は、一般送配電事業者により設置された計量器により行います。
・計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに一般送配電事業者の指示にしたがって算定いたします。
- (3) 日割計算
・月の途中で、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、電気料金に変更があった場合、その他当社が適当と判断した場合には、当月分の電気料金を日割計算により算定いたします。なお、日割計算対象日数には開始日および終了日を含みます。
- (4) 工事費の負担
・お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約電力もしくは契約容量を変更する場合または電気需給契約を終了する場合、当社が一般送配電事業者から工事費の精算を求められたときは、そのつど精算金をお客さまにお支払いいたします。
・お客さまが新たに電気の使用を開始し、または契約電力を増加させる場合で、これに伴い新設または増設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの都合により供給設備を変更する場合において、託送供給約款にもとづいて当社が一般送配電事業者より工事費の負担を求められるときは、そのつどお客さまにお支払いいたします。

お支払い

- (1) 支払方法
電気料金・工事費負担金等のお支払い方法は、ご契約されたお客さま名義のクレジットカード決済に限らせていただきます。
- (2) 支払期日
電気料金の支払義務発生日は、検針日以降で当社にて請求が可能になった日とし、支払期日は、ご請求時にお知らせした日といたします。
- (3) 請求額のインターネットでの確認
毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- (4) 翌月請求分への合算
一般送配電事業者からの検針値の通知が遅延すること等によりお客さまへの電力料金のご請求に遅延が生じる可能性がある場合、当該月の電気料金の一部または全部を、翌月の電気料金に合算してご請求させていただくことがございますので予めご了承ください。
- (5) 延滞利息の請求
お客さまが電気料金について、支払期日を経過してもなおお支払いしない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年10%の割合を乗じて算定した金額を延滞利息としてご請求いたします。また、お客さまに延滞の通知を行った場合には、延滞通知手数料（330円(税込)）を合算して請求させていただくことがございます。
- (6) 債権譲渡
当社が電気料金その他の債務に係る債権を当社が指定する者に譲渡できることをあらかじめ承諾いただけます。当社は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

解約・変更手続き

- (1) 解約・変更の受付
お客さまが電気需給契約の解約または変更を希望される場合は、当社Webサイトのお問い合わせフォームに必要事項を入力した上で通知してください。
- (2) お客さまからの解約
お客さまが電気の使用を終了し、電気需給契約の解約を希望される場合は、あらかじめその希望期日を設定し、当社に通知していただきます。ただし、希望期日の通知は、遅くとも希望期日の10日前までに行うものとし、これを過ぎた通知を行った場合は、希望期日にかかわらず、当社が電気の供給を終了させるために必要な処置を完了した日に電気需給契約が終了するものとします。
- (3) 当社からの解約
・お客さまが電気料金等について支払期日を経過してもなおお支払いしない場合、お客さまが契約電力を超えて使用した場合、一般送配電事業者により接続供給が停止され、もしくは停止されるおそれがある場合、または、一般送配電事業者により電気の供給を停止される可能性のある行為を行った場合、法令・電気需給約款に違反した場合等には、当社は解約を行う日の15日前までに通知した上、電気需給契約の解約をする場合があります。
- (4) 変更内容のお知らせ
当社は、電気需給契約の変更事項等を書面、電子メール、当社Webサイト上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

その他

- ・供給電気方式：交流単相2線式、交流単相3線式または交流3相3線式
 - ・供給電圧：標準電圧100ボルトまたは200ボルト
 - ・周波数：50ヘルツまたは60ヘルツ。
 - ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
 - ・旧小売電気事業者との電気需給契約の解約に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客さまの不利益が発生する可能性があります。
 - ・一般送配電事業者または当社は電気供給サービスに必要な業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前にお客さまの承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
 - ・一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合、非常変災の場合等には、電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。また、お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を供給場所に施設していただくものとします。
 - ・電気需給契約に関する契約条件は、個別条件書に定める他、当社の定める電気需給約款が適用されます。個別条件書と電気需給約款の間で矛盾または不一致が生じた場合、この個別条件書に記載された条件が、優先して適用されるものとします。
 - ・電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用が発生する場合はお客さまの自己負担となります。
- ※供給電気方式、供給電圧、周波数は、各地域の一般送配電事業者の指定に準じます。
- ・ふるさと納税の返礼品「ふるなびカテゴリーポイント」と交換された「ふるなび電力ポイント」をご利用いただく契約者様には、茨城県内にある発電所で発電した電気を供給致します。

販売(電気供給サービス提供者)：

株式会社ふるなび電力（小売電気事業者登録番号：A0906）

住所：東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号関電不動産渋谷ビル8階

お問い合わせ先：ふるなび電力 カスタマーサポート（お問い合わせフォーム：<https://p.furunavi.co.jp/private/inquiry/>（平日10:00-18:30（土日祝、休業期間を除く））

上記の事項は「電気事業法」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前の書面交付については、この書面の提示をもって実施いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。

クーリング・オフに関するお知らせ

（法人のお客さまおよび個人のお客さまのうち営業のためもしくは営業としてお申し込みいただいたお客さまは除きます。）

- 1.電気需給契約が特定商取引に関する法律の適用を受ける場合、お客さまは電気需給契約を締結した日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件でお申込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、申込みの撤回または契約の解除の効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。
- 2.この場合、
 - ① お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ② お客さまがすでに電気需給契約に基づき電気料金等の金銭を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ③ お客さまがすでに電気需給契約に基づき電気を使用している場合においても、当該電気にかかる電気料金等の対価の支払義務はありません。
- 3.当社が特定商取引法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約の申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または、当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合も、第1項と同様、当社が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面により無条件でお申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- 4.クーリング・オフを行う場合は、下記お問い合わせ先まで、お客さまの氏名または名称、住所、契約年月日、契約メニュー名を記載した書面をご郵送ください。

株式会社ふるなび電力

住所：東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル 8階

低圧お問い合わせ先：ふるなび電力 カスタマーサポート（お問い合わせフォーム：<https://p.furunavi.co.jp/private/inquiry/>（平日10:00-18:30（土日祝、休業期間を除く））